

～自己負担限度額の適用区分について～

1か月(同じ月内)に病院等で後期高齢者医療保険を利用して支払う一部負担金が高額になったときは、一部負担金の合計から下表の自己負担限度額を控除した額が「高額療養費」として支給されます。
また、やむを得ない事情で食費の減額が適用されていない場合は、市区町の窓口にご相談ください。
※やむを得ない事情とは、遡って所得更正があったなど広域連合が認めるものに限りです。

(令和8年8月1日から)

市町村民税	割合	判定の方法		適用区分 ()は資格確認書の表記	自己負担限度額(月額)		自己負担限度額 (年額・世帯単位)
					外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	
課税世帯	3割	同一世帯の被保険者で課税所得が最大の方の課税所得が	690万円以上	現役並み所得者Ⅲ (現役Ⅲ)	270,300円+1%※ ¹ (140,100円※ ²)		1,680,000円
			380万円以上 690万円未満	現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ)	179,100円+1%※ ¹ (93,000円※ ²)		1,110,000円
			145万円以上 380万円未満	現役並み所得者Ⅰ (現役Ⅰ)	85,800円+1%※ ¹ (44,400円※ ²)		
	2割	同一世帯に課税所得が28万円以上の被保険者がおり、被保険者全員の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人…200万円以上 被保険者2人以上…320万円以上		一般Ⅱ	22,000円※ ⁴	61,500円 (44,400円※ ²)	530,000円
非課税世帯	1割	1割負担で市町村民税課税世帯の方		一般Ⅰ			530,000円 【410,000円※ ³ 】
		同一世帯全員が市町村民税非課税で、低所得者Ⅰに該当しない方		低所得者Ⅱ (区Ⅱ)	11,000円※ ⁴	25,700円 (24,600円※ ²)	290,000円
		同一世帯全員が市町村民税非課税で、世帯の各種所得合計額が0円の方 (公的年金控除額826,500円で計算)		低所得者Ⅰ (区Ⅰ)	8,000円	15,700円	180,000円

※¹ 「+1%」は医療費総額(10割)が次の額を超えた場合に、超えた額の1%を加算します。

現役Ⅰ 286,000円、現役Ⅱ 597,000円 現役Ⅲ 901,000円

※² ()内の金額は、多数回該当(療養を受けた月以前の12か月に、3回以上高額療養費の該当になり、4回目以降に該当)の場合です。

※³ 【 】内の金額は、課税所得28万円未満であることが確認できた場合です。

※⁴ 1年間の外来の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。区分が一般の方は、年間上限額216,000円、低所得者Ⅱの方は96,000円です。

～入院時の食費・居住費について～

入院したときは、医療費とは別に食費や居住費の自己負担が必要です。低所得者が食費の減額を受けるためには、次の方法で病院等に区分を提示する必要があります。(下表の区分を参照)

●マイナ保険証で受診する。

●任意記載事項の記載された資格確認書を提示する。

●病院等からオンライン資格確認で「適用区分」を照会することに同意を求められたとき、同意する。

区分	一般病床※ ⁵	療養病床※ ⁵	
	食費(1食あたり)	食費(1食あたり)	居住費※ ⁶ (1日あたり)
現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般Ⅰ・Ⅱ	550円※ ⁸	550円※ ⁹	430円
低所得者Ⅱ	270円	270円	430円
長期入院該当者※ ⁷	220円	270円	430円
低所得者Ⅰ	130円	160円※ ¹⁰	430円

※⁵ 一般病床とは、療養病床以外の病床のことです。療養病床とは、症状は安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床のことです。療養病床において、入院医療の必要性が高い方も居住費の負担額は430円ですが、食費については一般病床の額が適用されることがあります。

※⁶ 指定特定医療を受ける指定難病の方、低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給者)、低所得者Ⅰ(境界層)の方は居住費が0円となります。

※⁷ 過去12か月の低所得Ⅱの期間の入院日数が91日以上となった方は、食費が減額されます。マイナ保険証をご利用の方も申請が必要になりますので、市区町の担当窓口申請してください。

※⁸ 指定特定医療を受ける指定難病の方は330円となります。

※⁹ 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外の場合は510円となります。

※¹⁰ 老齢福祉年金受給者・境界層該当者の方は130円です。

詳細は、広島県後期高齢者医療広域連合ホームページもしくは後期高齢者医療制度のしおりをご確認ください。